

事業評価書（事前）

事務事業名		福祉事務所新任査察指導員研修会	
事務事業の概要	(1)目的	社会福祉の動向を踏まえ、福祉事務所の基本的な役割、及び査察指導員の業務、役割についての理解、査察指導員として必要な知識・技術の基礎とその実際を理解することを目的とする。	
	(2)内容	査察結果からみた福祉事務所の現状と課題 査察指導員業務とスーパービジョンの理論 査察指導員業務とスーパービジョンの実際等について研修を行う。	
	(3)達成目標	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">予算額(案)</td> <td style="text-align: right;">0.8百万円</td> </tr> </table> 各関係法令等に基づく事業内容を修得させ、査察指導員としての資質の向上を図る。 (参考:研修定員)300名	予算額(案)
予算額(案)	0.8百万円		
評価	(1)必要性	[国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、官民の役割分担、緊要性の有無] 失業率の上昇などにより、生活保護の被保護者が増加する傾向にあり、今まで以上に自立させることが困難となる中で、労働施策との連携・活用を含め適切な生活保護行政の運営のためには、ケースワーカーの指導的、中心的立場である査察指導員の役割が非常に重要であることから、査察指導員として必要な知識・技術を修得することが、必要不可欠である。 また、本研修は、行政担当者として必要な知識を修得するためのものであるため、行政内部において積極的に推進する必要がある。	
	(2)有効性	[これまでに達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期] 本研修を受講した者は、生活保護行政の中心的な担い手である査察指導員としての主眼事項等を関係法令等をもとに深く理解することが可能となる。 また、受講生は各現場にて従事する者であり、受講後、すぐに現場において活躍することが考えられ、即効性を有する。	
	(3)効率性	[手段の適正性] 国が本研修を行うことにより、地域の実情に配慮しつつ、全国統一的な査察指導実務の知識を修得することが出来る。 また、国が本研修を行うことにより、地域の実情に配慮しつつ、全国統一的な指導実務の知識を修得することが出来る。	
	(4)その他	全国統一的なサービス水準の向上及び維持が見込まれる。	
関連事務事業	なし		
特記事項	なし		
主管課及び関係課	(主管課)国立保健医療科学院(仮称) (関係課)大臣官房厚生科学課 社会・援護局福祉基盤課課福祉人材確保対策室		